

4(1) 特定接種対象者に関する検討の経緯①

年月	主体	計画・ガイドライン	備考
2004年8月	WHO	「パンデミック時のワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の使用に関するガイドライン」	ワクチンの優先接種グループの例として「essential service providers, including health care workers」が例示されている。
2005年12月	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	「 新型インフルエンザ対策行動計画 」	「緊急的に、医療従事者及び社会機能維持者等を対象にワクチン接種場所に配分し、状況に応じ、接種を行う」と記載
2006年6月～2007年3月	厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議	「 新型インフルエンザ対策ガイドライン 」	「緊急的に医療従事者及び社会機能維持者に対して接種する」とされ、以下の者のうち、業務を継続するために最低限必要な職員、と例示されている。 1) 医療従事者等、2) 社会機能維持者等(①治安維持、②ライフライン関係、③国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、④国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者、⑤輸送)
2008年5月	<p><感染症法の改正> 法改正の際の衆・参附帯決議において、「医療従事者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討する」必要がある旨が指摘される</p>		
2008年9月	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	「 新型インフルエンザワクチン接種の進め方(第1次案) 」	「国民の生命と生活を守るために、感染リスクがありながらも社会的責務、職務を果たすことが期待される者」として、先行的にワクチンを接種すべき業種・職種について具体化した案が策定される(今後、国民的議論を経て決定することとされる) ※具体的な対象者については後述する。

4(2) 特定接種対象者に関する検討の経緯②

年月	主体	計画・ガイドライン	備考
2009年2月	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	「 新型インフルエンザ対策行動計画(改定) 」、「 新型インフルエンザ対策ガイドライン(策定) 」	行動計画上のワクチン接種の方針は2005年12月版と同様。 (ワクチンガイドラインは策定されていない)
2009年4月	<p><新型インフルエンザ(A/H1N1)発生> ※予防接種法上で、病原性の弱い新型インフルエンザに対する枠組みがないため、法に基づかない、厚生労働省の事業として、国民に対する予防接種を実施。 ⇒その後、予防接種法改正によって「新臨時接種」の枠組みが明確化する。</p>		
2011年9月	新型インフルエンザ対策閣僚会議	「 新型インフルエンザ対策行動計画(改定) 」	<p>ワクチン接種の方針として「医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、(備蓄ワクチン※1の)接種を行う」と記載。</p> <p>また、ワクチンの接種が円滑に行われるよう「国民的議論を踏まえ、接種対象者や接種順位の在り方等を明確にするとともに、<u>法的位置づけ、接種の実施主体、実施方法</u>について決定する」と記載</p>
2012年5月	<p><新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)公布> ○ワクチンを国民に先行して接種する「特定接種」が法に位置づけられ、接種の実施主体・費用負担等が明確化された</p> <p>※ただし、ワクチンの先行接種対象者や接種順位の在り方、については今後、特定接種の登録基準(対象の業種・職種、接種順位)の議論が必要となる。</p>		

※1 「プレパンデミックワクチン」という記載を本資料内では「備蓄ワクチン」と表す

4(3) 特定接種対象者検討の背景【2008年第1次案】

(医療従事者等への先行的な接種)

○新型インフルエンザが発生した場合、社会的使命や職責を果たさなければならない者に対しては、備蓄ワクチン等の接種を先行的に行うことが必要である。

○対策の基本的目標を達成するためには、医療従事者に加え、数か月間機能停止することで国民生活や社会機能が破綻するおそれがある業種・職種に従事する者を先行的な接種対象とすることが適当である。

※なお、ここで示す業種・職種に属している者すべてが接種対象になるというわけではなく、当該業種・職種の従事者の中でも、上記の目的に資する業務や職務に携わっている者に限られる。

他方、全て国民は平等にその生命や権利を尊重されるべき。
また、ワクチン接種の順位は国民全てに関わるため、倫理面を含め、様々な意見。



今後、検討を進めるに当たっては、次の点に配慮。

- ・ 対象者の選定や順位の考え方等をできる限り明らかにする
- ・ 議論の透明性を確保する
- ・ 多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行う

4(4) 特定接種対象者検討の背景【2008年第1次案】

【対策の目標】①感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること
②社会・経済を破綻に至らせないこと

- 新型インフルエンザは未だ発生していないため、対策の有効性については、不確定要素が多い（＝1つの対策への偏重は、リスクが大きい）
⇒ 複数の対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す

- 具体的には、状況に応じ、
 - ① 水際対策により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる
 - ② 国内で発生した場合、公衆衛生的介入（患者の早期発見・入院措置、外出・社会活動の自粛要請、手洗い励行）により、感染拡大速度をできる限り抑制
 - ③ 医療資源を総動員して診療、抗インフルエンザウイルス薬を効果的に投与
 - ④ 医療従事者等への備蓄ワクチンの接種に加え、パンデミックワクチンの開発、製造を急ぎ、全ての国民に接種
 - ⑤ 事業継続計画の作成等を通じ、社会機能の維持に努力
⇒ ワクチン接種は、総合的な戦略の中の一つの方策

4(5) 先行接種の対象者と順位(案)【2008年第1次案】

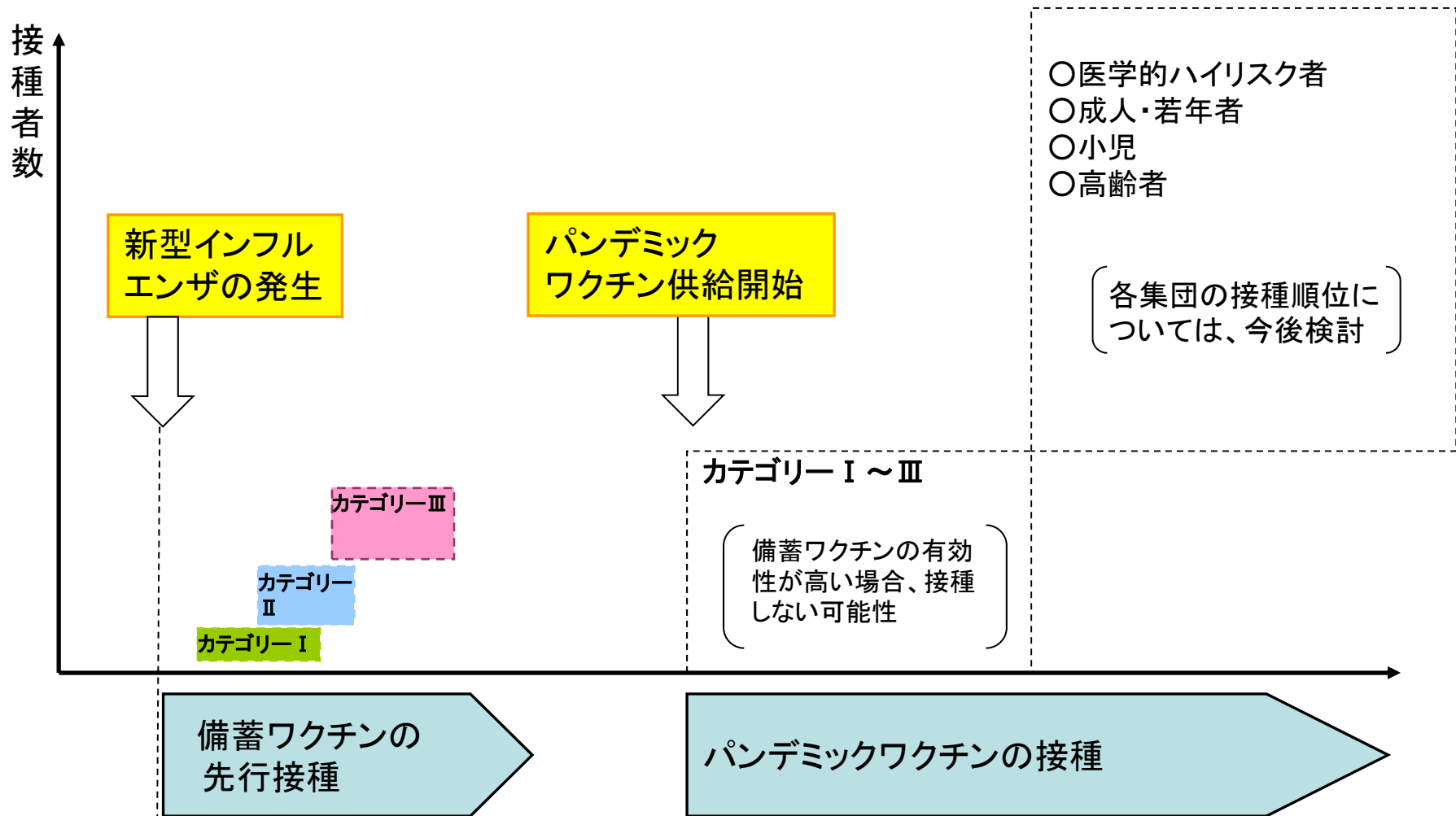
◇2008年9月「ワクチン接種の進め方(第一次案)」の対象者

社会機能維持者として、「感染拡大防止・健康被害の最小化」及び「社会・経済機能の破綻防止」に資する業種・職種の従事者を以下のように設定し、先行的に接種（カテゴリーⅠ→Ⅱ→Ⅲの順）に接種することが検討されている。

カテゴリー		考え方	業種・職種
Ⅰ	感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運
Ⅱ	新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
	国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※ 感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
	国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
Ⅲ	ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)

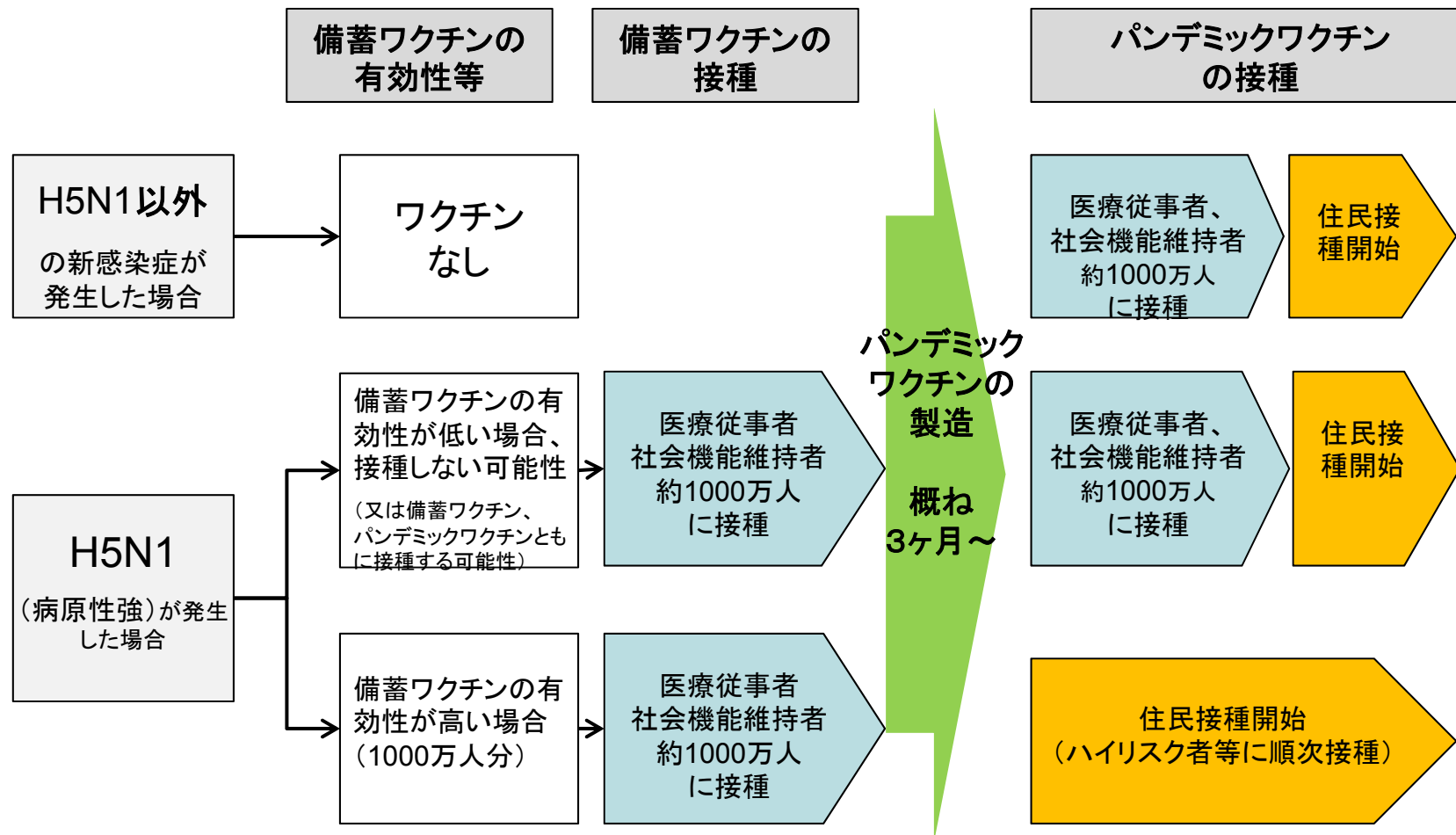
4(6) 先行接種の対象者と順位(案)【2008年第1次案】(発生後の接種イメージ)

【医療従事者・社会機能の維持に関わる者】
 カテゴリーⅠ：感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種
 カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種
 カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種



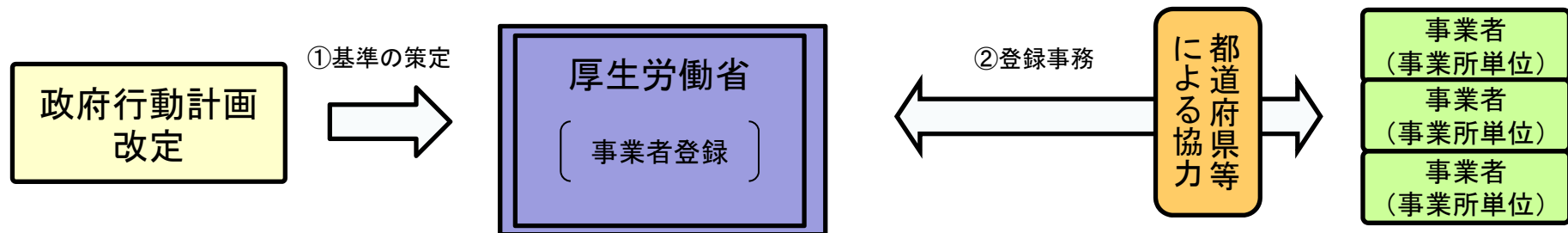
4(7) 先行接種の対象者と順位(2008年第1次案の運用イメージ)

○医療従事者、社会機能維持者が1,000万人程度と仮定した場合、以下のような順序で接種することとなる。
 ※現在、備蓄ワクチンは複数の株について、基本的に1株あたり1,000万人分を備蓄している。
 ※備蓄ワクチンが無効だった場合、又はH5N1以外のパンデミックが発生した場合、パンデミックワクチンを社会機能維持者に先行接種することとなり、一般の住民への接種時期が遅れることになる。



4(8) 特定接種について(登録の流れと接種のイメージ)

特定接種の対象となる事業者の登録



① 政府行動計画による特定接種対象事業者に係る該当基準(※)の策定

② 登録事務

- ・事業者(事業所単位)による登録申請(対象人数、企業内診療所等の活用による事業者による接種実施可否等)
- ・登録

※業種・職種、業務内容等、登録基準に基づく絞り込み等

予防接種については、政府対策本部長が、その実施の可否を検討することとし、以下のようになることが想定される。

〔登録事業者の従業員等に対する特定接種〕

感染症予防法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ発生の公表

→ 政府対策本部の設置

→ 政府対策本部において、ウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、速やかに実施の可否を検討

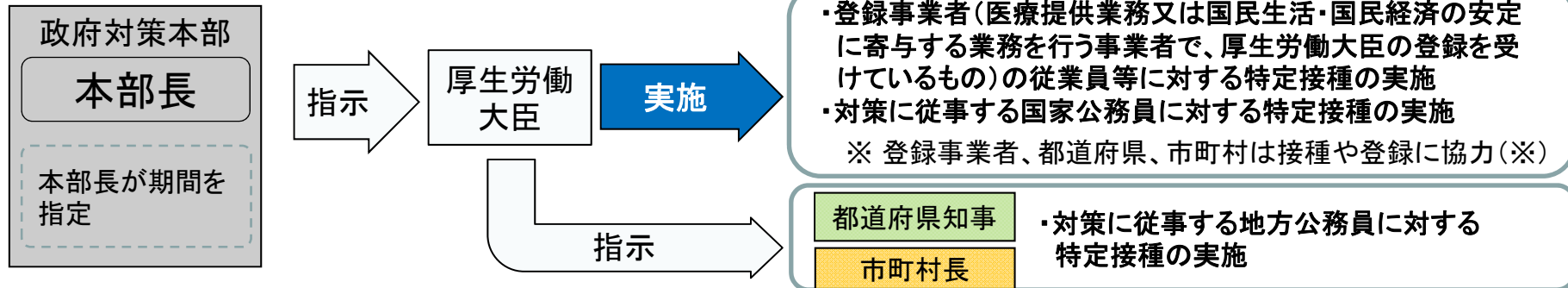
→ 政府対策本部長が厚生労働大臣に実施の指示

→ 厚生労働大臣が、都道府県知事・市町村長に実施の指示(地方公務員)、登録事業者等に対する接種

※備蓄ワクチンがある場合には、**緊急事態宣言前から実施**されることが想定される。

4(9) 特定接種(接種体制・実施主体について)

特定接種(登録事業者の従業員等が接種対象) 登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示
 ※ 備蓄ワクチン又はパンデミックワクチン(備蓄ワクチンが有効でない場合)の接種。

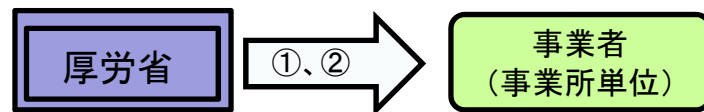


※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県、市町村の協力を仰ぐことを想定。詳細については今後検討。

登録事業者(地方公務員以外)に対する特定接種のイメージ

※原則として集団的接種を実施。

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合



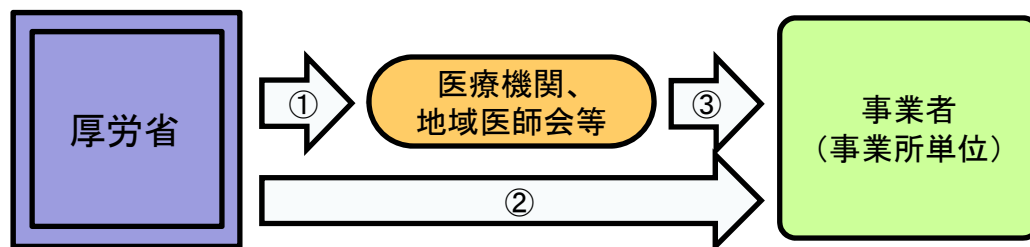
都道府県等による協力

① 協力依頼、委託等

② 接種の実施

※事業者は、企業内診療所等を活用し接種。

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



① 医療機関、地域医師会等への委託

集団接種会場の確保等に係る協力依頼等

② 接種日、接種場所の連絡

③ 接種の実施

都道府県等による協力

(参考) 海外の備蓄ワクチン戦略①

表 各国のパンデミックワクチン・プレパンデミックワクチン戦略の考え方【(H1N1)2009発生前】(1/2)

戦略	アメリカ	カナダ	イギリス
パンデミックワクチン戦略	<ul style="list-style-type: none"> 細胞培養の開発等により、全国民のワクチンを6ヶ月以内に製造する体制を2011年を目標に整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者との事前契約により、全国民のワクチンを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者との事前契約により、全国民のワクチンを確保する。
プレパンデミックワクチンの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> プレパンデミックワクチンは、地域で重要な業務の必要性を有する人員を保護することを目的とした戦略に用いられる。 	<ul style="list-style-type: none"> パンデミックワクチン対策の機軸としており、世界に先駆けて事前購入契約を確立している。(このため、プレパンデミックワクチンを備蓄していないと考えられる) 	<ul style="list-style-type: none"> プレパンデミックワクチンは病気を拡散させる可能性のある人、合併症のリスクのある人の入院や死亡などのリスクを低減するものとして位置づけ。現在の備蓄は医療従事者向け。
人口	約3億700万人	約3,400万人	約6,200万人
プレパンデミックワクチンの備蓄量	2000万人分(人口の約7%) ※アジュバントによる抗原の投与量節約等の研究により、より多数への接種も検討する。	備蓄なし	330万人分(人口の約5%)
接種対象者	医療従事者	○ ^{※1}	○
	社会機能維持者	国家防衛に関わる者 ^{※1} 地域の支援サービス従事者 ^{※1}	—
	その他	^{※1} パンデミックワクチンの優先接種対象者。プレパンデミックワクチンの接種対象者については明示されていない。	—
プレパンデミックワクチンの接種時期	<ul style="list-style-type: none"> 接種時期について明示されていない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> WHOフェーズ6段階で、英国内の発生を待たずに使用する。 使用の際には交差免疫性やリスクと効果のバランスの評価が必要。

※厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究
「インフルエンザ及び近年流行が問題となっている呼吸器感染症の分析疫学研究(平成22年度総括・分担研究報告書)」より

(参考) 海外の備蓄ワクチン戦略②

表 各国のパンデミックワクチン・プレパンデミックワクチン戦略の考え方【(H1N1)2009発生前】(2/2)

戦略	フランス	イタリア	スイス	ドイツ	
パンデミックワクチン戦略	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者との事前契約により、4000万人分(人口の63%)のパンデミックワクチンを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンは抗インフルエンザウイルス薬、社会的な距離とともに対策の一部として活用される。(パンデミックワクチンを確保する前の期間は抗インフルエンザウイルス薬の使用を想定。) 人口の60%分を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者との事前契約により、全国民のワクチンを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン製造業者2社(GSK社、ノバルティス社)と事前購入契約。 第二波が始まる前に確保する。 	
プレパンデミックワクチンの位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> パンデミックワクチンの開発に数ヶ月のタイムラグがあるため、プレパンデミックワクチンを開発、備蓄する。 		<ul style="list-style-type: none"> パンデミックウイルスによる罹患率と死亡率の減少(予防)及びパンデミックワクチンのプライミング効果が期待される。 全国民分のプレパンデミックワクチンを入手し、国防軍薬局が備蓄する。 	<ul style="list-style-type: none"> プレパンデミック戦略は以下の理由から採用されていないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> プレワクチンは開発コストと実際に接種する確率を比較すると、投資額が高く、リスクが高い。長期保管による効果の検証が行われていない。 	
人口	約 6,300 万人	約 6,000 万人	約 800 万人	約 8,200 万人	
プレパンデミックワクチンの備蓄量	200 万人分 (約 3%)	18.5 万人分 (約 0.3%)	800 万人分 (100%)	備蓄なし	
接種対象者	医療従事者	○※1 ※1: 患者の診療やケアを行う者、検体採取を行う者など、ウイルスへの接触が最も高い従事者	○※2 (フェーズ3~5)	○※3 (フェーズ3以降)	—
	社会機能維持者		○※2 (フェーズ3~5)	・獣医師、畜殺業者、消毒業者、農業事業者、医療関係者等	—
	その他	・重症化リスクが高い者	※2:パンデミックワクチンの優先接種対象者。(フェーズ3ではパンデミックワクチンは存在しないため、プレパンデミックワクチンの接種対象者と考えられる。)		—
プレパンデミックワクチンの接種時期	<ul style="list-style-type: none"> 人への感染が見られた時期にパンデミックワクチンの入手前に使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 不明(パンデミックワクチン接種の記述と混在。) 	<ul style="list-style-type: none"> フェーズ3以降の接種可能性を示唆。フェーズ4では医療関係者に対し、優先接種を行う可能性も示唆。 	—	

※厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究
「インフルエンザ及び近年流行が問題となっている呼吸器感染症の分析疫学研究(平成22年度総括・分担研究報告書)」より

(参考)米国のワクチンの優先接種対象者の検討

国家インフラ諮問委員会(NIAC National Infrastructure Advisory Council)において、米国・国土安全保障省(DHS)の要請に基づいて、米国の重要基幹産業に従事する全従業員のうち、ワクチンの優先接種対象となる従業員数について検討し、2007年に報告書を取りまとめている。

重要基幹産業
銀行・金融 (Banking & Finance)
化学(Chemical)
商業(Commercial)
通信(Communications)
電気(Electricity)
緊急サービス(Emergency Services)
食料・農業(Food and Ag)
医療・保健(Healthcare)
情報技術(Information Technology)
原子力(Nuclear)
石油・ガス(Oil and Gas)
郵便・船舶(Postal & Shipping)
輸送(Transportation)
水・排水(Water and Waste)

区分	人数
重要基幹産業に従事する全従業員数	84,833,881
ワクチンの優先接種対象となる従業員数	16,935,651
割合(%)	20%

(出典) ”The Prioritization of Critical Infrastructure for a Pandemic Outbreak in the United States Working Group” National Infrastructure Advisory Council, January 16, 2007